

振動規制法 特定施設一覧

施行令別表第1
(第1条関係)

特定施設			原動機の 定格出力 (kw)	
1	金属加工機械	イ	液圧プレス(矯正プレスを除く) 水・油の液圧でプレスを行う機械	
		ロ	機械プレス	
		ハ	せん断機 金属材料のせん断を行う機械	1以上
		ニ	鍛造機 ハンマ、鍛造プレス、ホーマ、アプセッタ、ロール、スウェーピングマシン等	
		ホ	ワイヤーフォーミングマシン 線材、針金を加工する機械	37.5以上
2	圧縮機	冷凍機に用いるものは含まれない (昭51.12.1環大特第154号環境事務次官通知)		7.5以上
3	土石用または鉱物用の破碎機(クラッシャ)、摩砕機(グラインディミル)、ふるい及び分級機			7.5以上
4	織機(原動機を用いるものに限る。)			
5	コンクリートブロックマシン		定格出力の合計	2.95以上
	コンクリート管製造機械・コンクリート柱製造機械			10以上
6	木材加工機械	イ	ドラムバーカー 原木より樹皮を除去する機械	
		ロ	チップパー 削片(チップ)を製造する機械	2.2以上
7	印刷機械			2.2以上
8	ゴム練用または合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもの)			30以上
9	合成樹脂用射出成形機			
10	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)			